

議案第 80 号

宝塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 3 官報（気象庁告示）

昭和 63 年(1988 年)3 月 2 日付

官報 本紙 第 18307 号 8 頁

告示 気象庁告示

本文：

告示

気象庁告示第 2 号

気象庁予報警報規程等の一部を改正する告示を次のように定め、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

昭和 63 年 3 月 2 日

気象庁長官菊池幸雄

第 1 条 （略）

第 2 条 気象通知電報式（昭和 29 年運輸省告示第 385 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表第 1 種気象通知電報式の項中「風雨注意報（フウウチュウイホウ）」を削り、「暴風雨警報（ボウフウウケイホウ）」を「暴風警報（ボウフウケイホウ）」に改め、「洪水注意報」を「洪水注意報」に、「洪水警報」を「洪水警報」に改め、同表第 2 種気象通知電報式の項中「異常低温注意報（イジヨウテイオンチュウイホウ）」を「低音注意報（テイオンチュウイホウ）」に、同表第 3 種気象通知電報式の項中「異常乾燥注意報（イジヨウカンソウチュウイホウ）」を「乾燥注意報（カンソウチュウイホウ）」に改める。

第 6 表中「暴風雨圏内」を「暴風域内」に改める。

第 7 表の見出し中「異常低温、異常乾燥」を「低温、乾燥」に改める。

第 3 条 （略）